

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示(内水漁管)

○奥多摩湖における禁漁区域及び禁漁期間……………一

公告

○特定非営利活動法人の認定……………二

……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

正誤

○平成三十年十二月十四日付東京都告示第千六百九十一号……………三

告示(内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条

第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、奥多摩湖

の次の区域における魚類の採捕を禁止する。

令和五年六月十三日

東京都内水面漁場管理委員会

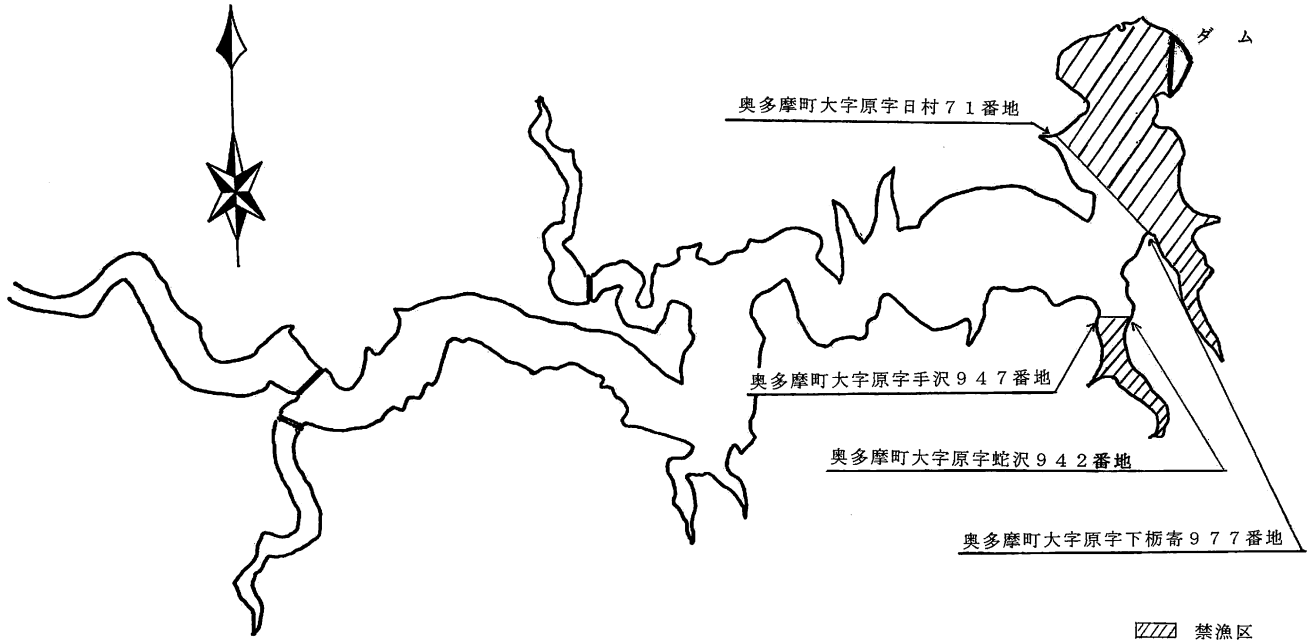
会長 安 永 勝 昭

一 禁漁区域 西多摩郡奥多摩町大字原字日村七十一番地

二 禁漁期間

地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字下柵寄九百七十七番地地先禁漁区標識とを結んだ線からえん堤に至る間の一帯をなす水域西多摩郡奥多摩町大字原字蛇沢九百四十二番地地先禁漁区標識と対岸の同町大字原字手沢九百四十七番地地先禁漁区標識とを結んだ線から蛇沢に至る間の一帯をなす水域次図表示のとおり  
令和五年六月十四日から令和八年六月十三日までとする。

奥多摩湖禁漁区域略図



公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ココロのバリアフリー計画

二 代表者の氏名

池田 君江

三 主たる事務所の所在地

世田谷区上馬二丁目三十三番三号

四 認定の有効期間

令和五年五月九日から令和十年五月八日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年六月十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 店舗名 南砂町ショッピングセンターSUNAMU
- 二 店舗所在地 江東区新砂三丁目四番三十一号
- 三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか四十九名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか四十九名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社トモズほか六名
- 八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前六丁目十七番十一号(オーサム株式会社)
- 九 変更後の小売業者の住所 渋谷区宇田川町三十二番七号(オーサム株式会社)
- 十 変更前の小売業者の代表者名 徳廣 英之(株式会社トモズ)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 角谷 真司(株式会社トモズ)ほか
- 十二 変更日 令和五年四月一日ほか
- 十三 届出日 令和五年五月二十五日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

- 十五 縦覧期間 一号) 令和五年六月十三日から同年十月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 KITTLE
- 二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目七番二号
- 三 設置者名 日本郵便株式会社ほか二名
- 四 設置者住所 千代田区大手町二丁目三番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 三菱地所株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 吉田 淳一
- 七 変更後の設置者の代表者名 中島 篤
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社鉄道会館ほか四十四名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社JR東日本クロスステーションほか三十九名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社JR東日本クロスステーションほか十名
- 十一 変更前の小売業者の住所 千代田区丸の内一丁目六番一号(株式会社鉄道会館)ほか
- 十二 変更後の小売業者の住所 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号(株式会社JR東日本クロスステーション)ほか
- 十三 変更前の小売業 平野 邦彦(株式会社鉄道会館)

- 者の代表者名 ほか
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 西野 史尚(株式会社JR東日本クロスステーション)ほか
- 十五 変更日 令和五年四月一日ほか
- 十六 届出日 令和五年五月二十五日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間 令和五年六月十三日から同年十月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

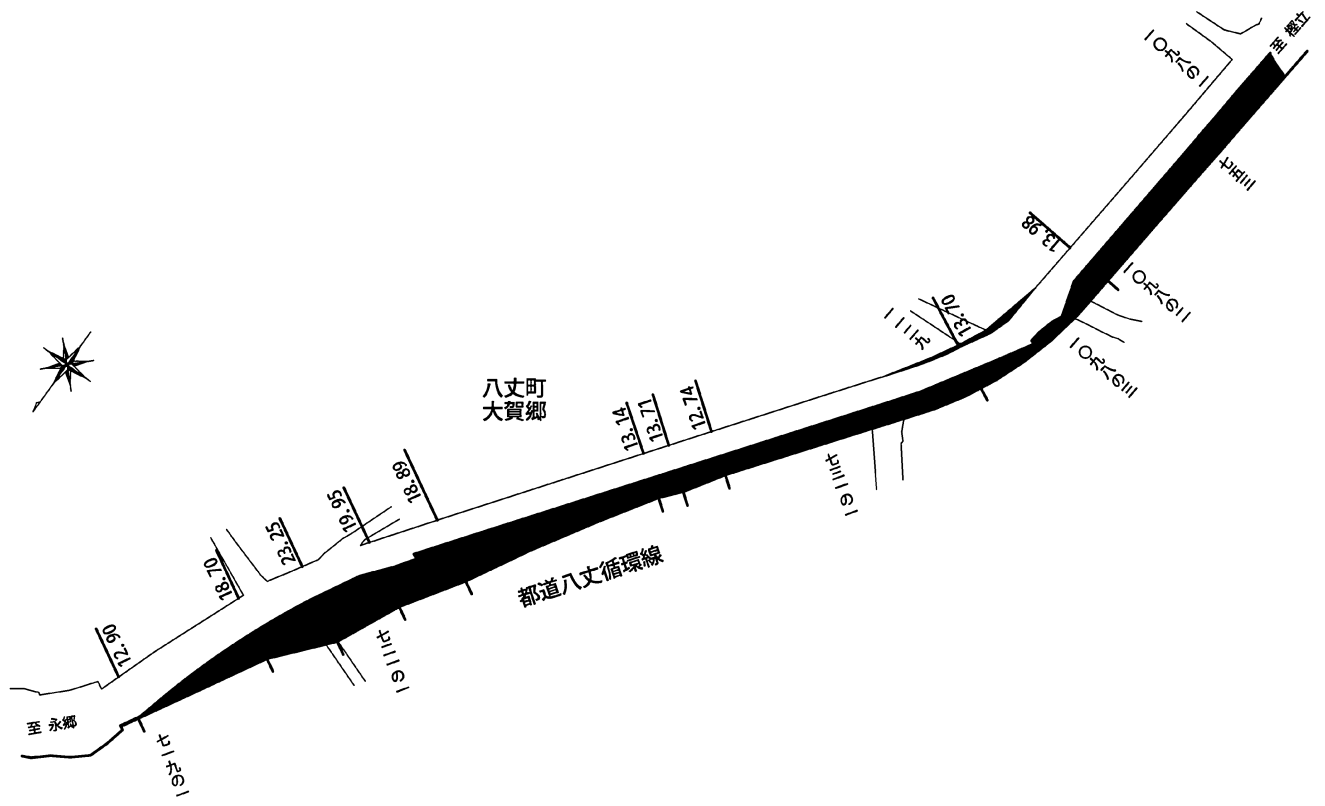
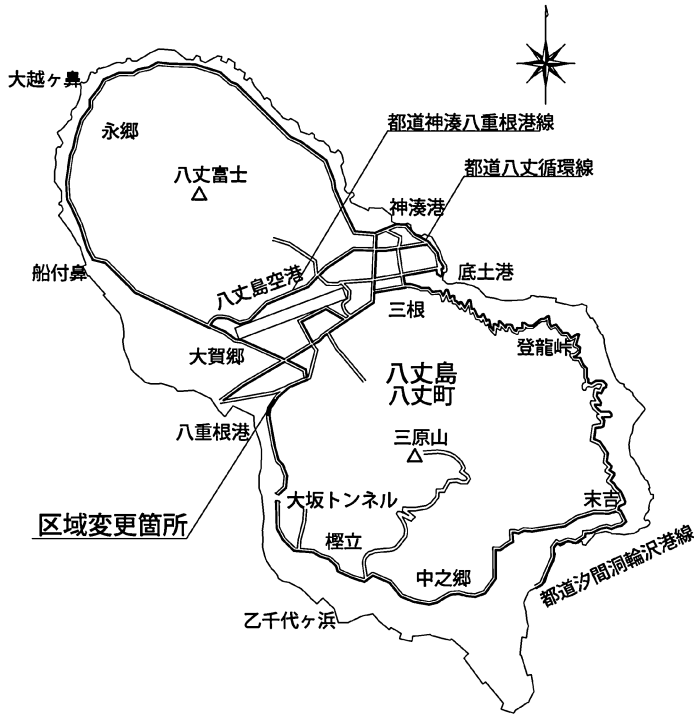
○平成三十年十二月十四日付東京都告示第千六百九十一号十ページの別図を次のように訂正する。

別図

都道八丈循環線区域変更略図  
八丈島八丈町大賀郷地内



延長 三八三・八メートル  
面積 二、七七七・五二平方メートル



発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

